

令和元年第3回津南町議会臨時会会議録

(11月14日)

招集告示年月日		令和元年11月1日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和元年11月14日 午前10時00分			閉会	令和元年11月14日午後1時03分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	村山道明	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	恩田稔	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	栗原洋子	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	半戸哲郎	応・出	14番	吉野徹	応・出	
地方自治 法第121 条の規定 により説明 のため 出席した 者の職・氏 名（出席 者：○印）	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小林武	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会長	涌井直	○	教育委員会次長	上村栄一	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	会計管理者	板場康之	○	
	総務課長	村山詳吾	○	病院事務長	根津和博	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	高橋昌史	班長	石田剛士	
会議録署名議員		1番	滝沢元一郎		7番	半戸哲郎	

〔付議事件〕

(11月14日)

- 仮議席の指定
- 選挙第1号 議長の選挙
- 議席の指定
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 選挙第2号 副議長の選挙
- 議席の一部変更
- 選任第1号 常任委員の選任
- 選任第2号 議会運営委員の選任
- 選挙第3号 津南地域衛生施設組合議会議員の選挙
- 選挙第4号 十日町地域広域事務組合議会議員の選挙
- 選挙第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度津南町一般会計補正予算
(第6号)）
- 議員派遣の件について
- 議長の常任委員の辞任
- 委員会の閉会中の継続調査について

議会事務局長（高橋昌史）

議会事務局長の高橋昌史でございます。

会議を始める前に、町長より御挨拶がございます。それでは、町長、お願いいたします。

町長（桑原 悠）

改選後、初めての議会ということでございます。厳しい選挙というものを経て御当選されました14名の議員の皆様にご心からお祝いを申し上げます。新しい顔ぶれになりました議会が豊かな知恵と経験のもと、津南町や津南町民をリードし、時には後ろからしっかり支え、私ども行政当局に対しましても御指導御鞭撻を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。お祝いの御挨拶とお願いの御挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

議会事務局長（高橋昌史）

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。年長の吉野徹議員を御紹介いたします。吉野徹議員、議長席にお着き願います。

—（年長の吉野徹議員、議長席に着く。）—

臨時議長（吉野 徹）

今ほど、御紹介いただきました吉野徹でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、傍聴者の皆様にご若干のお願いがございます。支障のある私語、あるいは野次等を規制します。従わなかった場合は退席を命じますので、御注意をお願い申し上げます。

また、報道機関の皆様にご申し上げます。本会議においては撮影を許可いたしますが、審議の支障にならぬよう、また、傍聴人の邪魔にならぬよう写真撮影を許可いたします。

ただいまから令和元年第3回津南町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

臨時議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 仮 議 席 の 指 定

臨時議長（吉野 徹）

仮議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により議長が指定することになっておりますので、それまでの間、ただいまの席を仮議席として指定いたします。

日 程 第 2 選 挙 第 1 号 議 長 選 挙

臨時議長（吉野 徹）

議長選挙を行います。

臨時議長（吉野 徹）

暫時休憩いたします。

—（午前10時02分）—

—（休憩中に立候補表明。）—

臨時議長（吉野 徹）

会議を再開いたします。

—（午前10時15分）—

選挙は投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

—（書記、議場を閉鎖する。）—

臨時議長（吉野 徹）

ただいま、選挙権を有する出席議員は 14 名であります。選挙が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

臨時議長（吉野 徹）

立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に仮議席（2 番）小木曾茂子議員、仮議席（8 番）風巻光明議員を指名いたします。

臨時議長（吉野 徹）

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、他事記載のないように御注意願います。

—（書記、投票用紙を配布。）—

臨時議長（吉野 徹）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（発言者なし）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱を点検。）—

異常なしと認めます。

臨時議長（吉野 徹）

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票を行ってください。

—（事務局長の点呼に従って、順次投票を行う。）—

臨時議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（発言者なし）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

臨時議長（吉野 徹）

これより開票を行います。

立会人は所定の席にお着き願います。

—（小木曾茂子議員、風巻光明議員、立会人席に着席。）—

—（開票）—

立会人は自席にお戻りください。

—（小木曾茂子議員、風巻光明議員、自席に着席。）—

臨時議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、うち有効投票 12 票、無効投票 2 票。

有効投票のうち、恩田稔議員 4 票、栞原洋子議員 2 票、私、吉野徹でございますが 6 票いただきました。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって、私が当選させていただきました。ありがとうございました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（書記、議場を開く。）—

臨時議長（吉野 徹）

これをもって、臨時議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

議長（吉野 徹）

ただいまから議事日程を配布しますので、暫時休憩いたします。

—（午前 10 時 31 分）—

—（休憩。書記、追加議事日程を配布する。）—

議長（吉野 徹）

会議を再開いたします。

—（午前 10 時 38 分）—

本日の追加議事日程はお手元に配布したとおりであります。

第 1 号の追加 1 日程第 1

議席の指定

議長（吉野 徹）

議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長が定めることになっています。

慣例により、議長を 14 番に指定いたします。

これより 1 番から順番に読み上げます。

（1 番）滝沢元一郎議員、（2 番）小木曾茂子議員、（3 番）久保田 等議員、
（4 番）関谷一男議員、（5 番）桑原義信議員、（6 番）筒井秀樹議員、
（7 番）半戸哲郎議員、（8 番）風巻光明議員、（9 番）石田タマエ議員、
（10 番）村山道明議員、（11 番）恩田 稔議員、（12 番）栗原洋子議員、
（13 番）草津 進議員、（14 番）吉野 徹であります。

以上のとおり議席を指定いたします。

議席にお着き願います。

—（新議席に移動する。）—

第 1 号の追加 1 日程第 2

会議録署名議員の指名

議長（吉野 徹）

会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 118 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に（1 番）滝沢元一郎議員、（7 番）半戸哲郎議員の両議員を指名いたします。

第 1 号の追加 1 日程第 3

会期の決定

議長（吉野 徹）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日限りといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

第 1 号の追加 1 日程第 4

選挙第 2 号 副議長選挙

議長（吉野 徹）

副議長選挙を行います。

議長（吉野 徹）

暫時休憩いたします。 —（午前 10 時 40 分）—

—（休憩中に立候補表明。）—

議長（吉野 徹）

会議を再開いたします。 —（午前 10 時 47 分）—

選挙は投票によって行います。

議場の閉鎖をいたします。

—（書記、議場を閉鎖する。）—

議長（吉野 徹）

ただいま選挙権を有する出席議員は 14 名であります。選挙が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

議長（吉野 徹）

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に（4番）関谷一男議員、（10番）村山道明議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、他事記載のないようご注意ください。

—（書記、投票用紙を配布。）—

議長（吉野 徹）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（発言者なし）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱を点検。）—

異常なしと認めます。

議長（吉野 徹）

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票を行ってください。

—（事務局長の点呼に従って、順次投票を行う。）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（発言者なし）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人は所定の席にお着き願います。

—（関谷一男議員、村山道明議員、立会人席に着席。）—

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

—（関谷一男議員、村山道明議員、自席に着席。）—

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、うち有効投票 14 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、滝沢元一郎議員 5 票、風巻光明議員 7 票、栗原洋子議員 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって、風巻光明議員が当選されました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（書記、議場を開く。）—

議長（吉野 徹）

ただいま、副議長に当選された風巻光明議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の挨拶を求めます。

（8 番）風巻光明

皆様のおかげで当選させていただきました風巻でございます。まだまだ未熟な点が多々あるかと思えますけれども、皆様がたのいろいろな御指導と御援助をいただきながら、更に飛躍できるよう私自身頑張っていきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（吉野 徹）

暫時休憩いたします。

—（午前 11 時 03 分）—

—（休憩。書記、追加日程等を配布する。）—

会議を再開いたします。

—（午前 11 時 11 分）—

議長（吉野 徹）

お諮りいたします。

ただいま、副議長の選挙により、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

議席の一部変更

議長（吉野 徹）

議席の一部変更についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長が必要があるときには変更することができます。

慣例により、副議長を13番に、9番から13番までの一議席ずつ繰り上げて、お配りした議席表のとおり変更いたします。

変更した議席のみ読み上げます。

（8番）石田タマエ議員、 （9番）村山道明議員、 （10番）恩田 稔議員、
（11番）栗原洋子議員、 （12番）草津 進議員、 （13番）風巻光明議員、
以上のとおり議席を変更いたします。

議席にお着き願います。

—（新議席に移動する。）—

第1号の追加1 日程第5

選任第1号 常任委員の選任

議長（吉野 徹）

常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。

総文福祉常任委員に、

(2番) 小木曾茂子議員、(7番) 半戸哲郎議員、(8番) 石田タマエ議員、
(9番) 村山道明議員、(11番) 栗原洋子議員、(12番) 草津 進議員、
(13番) 風巻光明議員。

産業建設常任委員に、

(1番) 滝沢元一郎議員、(3番) 久保田 等議員、(4番) 関谷一男議員、
(5番) 桑原義信議員、(6番) 筒井秀樹議員、(10番) 恩田 稔議員、
(14番) 吉野 徹。

以上のとおり指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。 — (異議なしの声あり。) —

異議なしと認めます。よって、常任委員は、ただいま申し上げたとおり選任することに決定いたしました。

議長 (吉野 徹)

これより休憩を取りますので、各常任委員会において、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選に関する職務は、年長委員が行うことになっておりますので申し添えます。

暫時休憩いたします。 — (午前 11 時 15 分) —

— (休憩) —

議長 (吉野 徹)

会議を再開いたします。 — (午前 11 時 44 分) —

常任委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総文福祉常任委員長に、(8番) 石田タマエ議員、同副委員長に、(11番) 栗原洋子議員。

産業建設常任委員長に、(1番) 滝沢元一郎議員、同副委員長に、(3番) 久保田 等議員。

以上が互選されましたので報告いたします。

第1号の追加1 日程第6
選任第2号 議会運営委員の選任

議長（吉野 徹）

議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。議会運営委員に、

（1番）滝沢元一郎議員、（3番）久保田 等議員、（6番）筒井秀樹議員、
（7番）半戸哲郎議員、（8番）石田タマエ議員、（11番）栞原洋子議員。

以上のおおりに指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいま申し上げたとおりに選任することに決定いたしました。

これより休憩を取りますので、議会運営委員会の正副委員長互選をお願いいたします。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長互選に関する職務は、年長委員が行うことになっていますので申し添えます。

暫時休憩いたします。 —（午前11時46分）—

—（休憩）—

議長（吉野 徹）

会議を再開いたします。 —（午前11時54分）—

議会運営委員長及び副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に、（7番）半戸哲郎議員、同副委員長に、（6番）筒井秀樹議員。

以上が互選されましたので報告いたします。

第 1 号の追加 1 日程第 7

選挙第 3 号 津南地域衛生施設組合議会議員の選挙

議長（吉野 徹）

津南地域衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

津南地域衛生施設組合議会議員に、（10 番）恩田稔議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました恩田稔議員を、津南地域衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました恩田稔議員が津南地域衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま津南地域衛生施設組合議会議員に当選された（10 番）恩田 稔議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

第 1 号の追加 1 日程第 8

選挙第 4 号 十日町地域広域事務組合議会議員の選挙

議長（吉野 徹）

十日町地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

十日町地域広域事務組合議会議員に、（4 番）関谷一男議員、（9 番）村山道明議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました関谷一男議員、村山道明議員を十日町地域広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました関谷一男議員、村山道明議員が十日町地域広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま十日町地域広域事務組合議会議員に当選されました（4 番）関谷一男議員、（9 番）村山道明議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

第1号の追加1 日程第9

選挙第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（吉野 徹）

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、（2番）小木曾茂子議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小木曾茂子議員を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小木曾茂子議員が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました（2番）小木曾茂子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

第 1 号の追加 1 日程第 10

承認第 6 号 専決処分の認定について（令和元年度津南町一般会計補正予算（第 6 号））

議長（吉野 徹）

承認第 6 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

冒頭、10 月 12 日からの台風 19 号に際しまして、昼夜を分かたず議員の皆様をはじめ町消防団、全町挙げての災害対応に心から感謝を申し上げます。

承認第 6 号につきましては、台風 19 号の災害対策に関するもので、総務課関係では、歳入で災害復旧事業費の増。歳出で伐採手数料の増、職員の時間外勤務手当の増、消耗品費・燃料費・食糧費の増、災害対策活動負担金の増。

福祉保健課関係では、消耗品費の増。

地域振興課関係では、歳入で小規模災害復旧費分担金の増。歳出で竜ヶ窪温泉、マウンテンパーク津南、ニュー・グリーンピア津南の施設修繕費の増、宿泊費補助金の増、小規模災害復旧費の増。

建設課関係では、歳入で災害復旧費分担金及び災害復旧費国県補助金の増。歳出で国県工事負担金の増、住宅改修事業補助金の増、農業用施設林道・道路橋梁災害復旧工事費等の増でございます。

いずれも緊急を要する事業であったため、10 月 31 日に専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願います。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、地域振興課長（小島孝之）、建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

2点ほどお願いいたします。

まず、8ページの商工費の観光費ですね。宿泊費補助の所で御説明いただいたのが、秋山郷のお客様で風評被害対策というような受け方をしたのですが、これについてももう少し具体的に教えていただきたいと思います。どういう経過でこの補助金を支払わなければならないのか、教えてください。

それから、もう1点ですね。9ページの住宅管理費の所ですが、先般、NHKのニュースで津南町が28棟浸水被害に遭ったという報道がありました。そういったなかで、1件20万円の上限の補助だけですよ、というのが、多分この住宅管理費の住宅改修補助に該当したことなのかなと理解しますが、今回の浸水被害のかたがたというのは、この住宅改修補助事業、この制度に当てはめるだけであって、ほかに個人の救済というのはなかったということでしょうか。

この2点について教えてください。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

それでは、宿泊費補助の関係について御説明をさせていただきます。今年度、秋山郷の集客として、町のほうで「森宮交通(株)」さんを使った秋山郷の集客ツアーを企画しておりました。大体この紅葉のシーズン、10月から11月にかけての土日を主に計画しましてバスを走らせて、県外なり町外のかたをこの秋山郷のほうに集客したいということで、補助事業を使ったなかで計画をさせていただいております。ちょうど台風の時期にこの事業もぶつかりまして、当然、お客さんも減ってくるのかなということが考えられましたので、ここに参加されたかたに津南に再度訪れていただいたりということを考えまして、若干ではありますけれども、宿泊費補助というのを設定させていただいて、今回もこのツアーに乗ってい

ただくこと、また、来たかたにも2回目にまた津南に来ていただいて津南に泊まっていたらということ、事業費的には少ないですが、災害等でお客さんが減る状況をなんとかしたいということで、設定させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

住宅改修の事業でございます。こちらにつきましては、住宅の浸水に伴ってり災証明書をもって、そのかたについては、住宅の改修事業、内装・外装工事、いわゆる住宅の改修について。台風災害については、例えば昨年、補助事業をもらっても今回でり災されておれば、住宅改修事業の上限補助20万円を受けられるという制度で設けてございます。

議長（吉野 徹）

副町長。

副町長（小野塚 均）

町の助成はこの制度だけかというような質問がありましたけれども、現状では、この制度だけでございます。

議長（吉野 徹）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

まず、この秋山郷の宿泊補助についてなのですけれども、今ほど御説明いただいたなかでは、「森宮交通(株)」さんと契約しているというのですか、その紹介のかたがたにということでしたが、確かに紅葉の時期でもありましたので、大きな被害はあったのかなと思いますけれども、そこだけ風評被害対策として、お客様に補助を出したということと受け取っていいのですよね。例えば今、「近畿日本ツ

ーリスト(株)さんとか大型バスで大変町内に来られているし、乗り換えて秋山郷に入っているかたも大勢いらっしゃると思うのですが、その辺の判断というのは、どうなのでしょう。

それから、今回浸水被害に遭ったかたがた、農機具もだめになったというようなことがあるのですが、国からも特にそのことに関しての補助はないということで、上限 20 万円だけということで理解してよろしいのですね。

1 件だけ、秋山郷だけ。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

緊急的に考えさせていただいたもので、たまたま町がこのツアーについて企画しておりましたので、「森宮交通(株)」さんが今回運行していただけるこの事業についてのお客さんにだけ、若干ではありますがけれども、宿泊の補助をさせていただいたという状況でございます。確かにほかの業者のかたもなんとかできれば良いのですけれども、なかなかそういった把握とかをしたり制度設計をするとなると、緊急的で時間等もないものですから、今すぐできるものとなったら、この事業が一番早くできるのではないかとということで設定させていただきました。よろしくお願ひします。

議長（吉野 徹）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

「森宮交通(株)」が支払う必要があったということですか。そのお客さんにだけ支払う必要性を感じたということですか。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

「森宮交通(株)」さんに払うのではなくて、そこに参加されたお客さんにこの券をお渡しして、そのかたが宿泊施設で割引を受けていただくという内容にさせてもらったのですけれども、この台風 19 号の風評被害対策として早急にできるものは何かと考えた時に、この事業が一番早く制度設計できたものですから、今回、この事業だけということやらせていただいております。

議長（吉野 徹）

9 番、村山道明議員。

（9 番）村山道明

災害復旧の関係についてお聞きいたしますが、田、畑の今回の被害が、割野、巻下、押付等にありました。それで、皆さんがたが心配なさっているのは、まず 1 点目は、うちの畑は対象になるのかという、災害復旧のそういう基準的なものがあるのだろうと。例えば砂が何 cm までとか、砕石がどのくらい入ったとか、いろんな基準があると思いますが、その基準が分かったらお知らせいただきたいし、今答えられなければ、後で報告をお願いしたいと思います。

それから、皆さんがたが心配しているのは、多分来春の工事になると思いますが、これからのプロセスと言いましょいか、工程表をお示しいただきたいと思っております。それは、割野地区、巻下等々について、詳細にお願いしたいと思います。

3 点目ですが、復旧については、当然、受益者負担というのが発生する可能性があるわけです。その受益者負担について、皆さんがたは御心配なさっているのですが、100% 国県・町でやればそれでけっこうだということですが、受益者が数%でも負担することになれば、では、どの程度の負担金になるのかというのを心配なさっています。その点を含めて、回答は今すぐできなければ、後で私のほうへお願いしたいと思っております。査定も 12 月第 2 週に行うということは、もうかなり寒いし、今もいろいろ工事、測量、設計をやっておりますけれども、そういうプロセスを含めたなかで、被災者に対してきちっと示していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

まず、1点目の災害復旧の事業の該当の基準でございます。このたび、信濃川の沿線、割野上島、押付、小島、巻下の浸水に伴って、田畑に堆積しました。基準なのですが、堆積土5 cm以上が国の災害復旧事業に該当する厚さでございます。5 cm以上は、うちのほうでも田畑に色を塗って、ここの所については、建設課サイドの農地の復旧事業で上げたい。そのほかの5 cmに満たない小規模といいますか、そちらにつきましては、地域振興課の小規模災害復旧事業ということで、巻下、小島集落さんのほうに説明会に行って、その辺の話を詰めてございます。

それと、見込みなのですが、これから災害復旧事業に向かうわけですが、場所によっては、排水路が冬場このままでは水が抜けなくて、いわゆる二次災害の恐れもある箇所があるという所については、査定前で土砂だけ撤去、査定前にもう水路だけ着工している箇所もございます。いわゆる堆積土砂の撤去、これから降雪期になって、雪を足場にという現場も当然あるわけなのですけれども、河原の土砂排除は、どうしても雪が消えなければ手が付けられない。したがって、4月に入って、これも雪解けの状況にもよりますけれども、早急に業者に段取りはしておきながら、場合によっては作付けには間に合わない箇所もあるということは、集落のほうには説明させていただいてございます。

それと、受益者の負担金でございますが、令和元年度、町の農地災害の補助率というのがまだ確定してございません。と申しますのは、融雪災から豪雨災、秋雨前線、いろいろあって、この度の台風災害。こちらが激甚災害の指定になったということで、若干補助率も嵩上になる見込みとうちのほうも思っております。予算上では、農地の事業費につきましては3%、道路・水路の施設につきましては1%を予算計上してございます。

議長（吉野 徹）

9番、村山道明議員。

(9番) 村山道明

一つだけ確認したいのですが、堆積は砂がそうですけれども、今回は主に石もたくさん入っているわけですね。堆積と言えば、砂は分かるけれど、では、石はどのように積算するのかということですよ。石だけが入っている所もありますので、そこら辺をきちっとどういうふうに精査するのかということですね。もし工程表があったら、後でまたお知らせいただきたいのですが、さっきの石についてお願いしたいのですが。

議長 (吉野 徹)

建設課長。

建設課長 (柳澤康義)

その敷地内であれば、当然石もボリュームといたしまして、堆積土砂として全部撤去をします。

議長 (吉野 徹)

10番、恩田稔議員。

(10番) 恩田 稔

8ページの4目でしょうか。ニュー・グリーンピア津南の整備費について、ちょっと聞き漏らしてしまったのかどうか分からないので、もう一度確認をさせていただきたいと思います。対象の建物については正面に向かって、ホテル棟をずっと行ってスキー場のほうに行く、あの大きい建物なのでしょうか。

議長 (吉野 徹)

地域振興課長。

地域振興課長 (小島孝之)

ニュー・グリーンピア津南の正面に向かって、左のほうからゲレンデのほうに向かう通路というか道路があると思うのですが、その道路の左側にログハウスというか、別棟のサンウッドという建物が1棟あるのですが、その電源関

係が地下に置いてありまして、そこの地下に大雨が全部入ってしまって電源が水没してしまったということでの今回の修繕費ということで計上させていただいたものでございます。

議長（吉野 徹）

10番、恩田稔議員。

（10番）恩田 稔

分かりました。それで、これは保険の対象とか、そういったところはどのようになっているかお分かりですか。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

一応保険は、管財に保険共済金の申請はしております。ニュー・グリーンピア津南以外でも竜ヶ窪温泉等の河岸ポートの屋根の修繕についても共済対応ということで報告はさせていただいております。

議長（吉野 徹）

10番、恩田稔議員。

（10番）恩田 稔

それは1,000万円なのですが、これについてどれくらいが返ってくる可能性があるとお考えでしょうか。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

共済の担当のほうから、風水害については2分の1ということで聞いてございますが、その辺の確定はまだしておりませんので、場合によっては、共済の者がまた現地等を確認したなかで補助率等は決まってくるのではないかと思います。

議長（吉野 徹）

11番、栗原洋子議員。

（11番）栗原洋子

災害復旧に関して、またお話を聞きたいのですが、今回、災害救助法の対象にならなかったということですよ。栄村のほうは対象になって、今回の報道でもありましたけれども、栄村のほうは59万5,000円なのですが、津南町は半壊の家庭であっても最大20万円ということで、非常に差があると思うのです。先日の報道で見ましたけれども、町の職員が「この災害に遭った皆さんが地域によって差があってはならない。」というふうにおっしゃっていましたが、本当にそのとおりだと思うのです。今回のこの災害救助法に関しては対象にならなかったということで、これ以上の町の支援というのは、本当に考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（吉野 徹）

副町長。

副町長（小野塚 均）

災害救助法の関係は、指定の基準があります。今回、栄村と津南町で何が違うかと言いますと、大雨の特別警報、これが栄村には出ました。ただ、津南町には特別警報が出ていません。新潟県は、糸魚川市、妙高市、上越市、この3市に災害特別警報が出されました。ですから、この3市については災害救助法の適用になります。そのほかに災害救助法の適用は、被災家屋の戸数とかもございまして、津南町の場合には、その戸数等にも全く引っかけられないということで、災害救助法の適用にはならないということでもあります。これは、声を挙げればどうのこうのというようなものではありませんので、一つの基準がありまして、その基

準に該当すれば適用になりますし、そうでなければ適用にならないということがあります。ただ、町としてもかなりの差がありますので、今、国・県には、ちょっとなんとかならないのかというようなことでお願いはしてあります。ただ、これがどうなるかということについては、今ここでお答えすることはできません。

議長（吉野 徹）

11 番、栞原洋子議員。

（11 番）栞原洋子

是非、国のほうにもお願いをしていただきたいと思います。県にも同じことですが。

今回、農業用の機械なども足滝地域で大変被害があったようなのですけれども、それに対しての補助ということは、町のほうでは、まあしかたないというふうにお考えなのか。それとも、生業が再建できるように、今までの制度もありますけれど、本当に支援拡充が必要なのではないのでしょうか。

議長（吉野 徹）

副町長。

副町長（小野塚 均）

機械については、確におっしゃるとおり、次の耕作はどうするのだというような状況もございます。ただ、今までの災害でも、そういう農機具等についての支援というものは、町としてはしてきておりませんので、今回だけ特別にそこをというようなことは、現状では考えておりません。

議長（吉野 徹）

11 番、栞原洋子議員。

（11 番）栞原洋子

今までしてこなかったからこれからもしないということではなくて、やっぱり農業者のかたは、「生活再建の見通しが立たない。」と言われていたかたもいらっ

しゃいました。希望が見える支援を行うことも本当に町として大事なことではないかと思っておりますので、是非よろしく申し上げます。

議長（吉野 徹）

副町長。

副町長（小野塚 均）

気持ちは十分に分かりますが、なかなか公平性等も考えると、簡単にそこだけ補助しますというようなことにはならないのかなと思っております。

議長（吉野 徹）

12番、草津進議員。

（12番）草津 進

いち早く手を挙げたつもりでありますけれども、順番が遅くなりましたので重なる部分がありますが、お許しをいただきたいと思っております。早い復旧復興を望むところでもあります。副町長から電話をいただきました。10月31日に専決処分をするという事のなかで、私は了解をしたところでもあります。そういった意味で今議論をしているわけでもあります。恩田議員が言われた、ニュー・グリーンピア津南の1,000万円でありますけれども、この建物については、私はよく承知をしておるところであります。これは、正直に言って使っていない建物だと思っておるし、非常に乱雑になっていることも目の当たりにしておるところであります。そういった意味で、この件についてお願いをさせていただきます。

もう1点、大きな問題となっている竜ヶ窪温泉であります。これの屋根が飛んだということでもありますけれども、これは休業しないで工事ができたのかどうか、その辺について詳しくお願いいたします。

以上です。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

まず、ニュー・グリーンピア津南のサンウッドの施設ですけれども、確かに利用状況はあまり良くないかもしれませんが、団体客とかホテル棟のほうでいっぱいになった時に、あの施設を使っているということでございますし、雪まつりの際のボランティアの皆さんも実はあそこに泊まっていたいて、当日もボランティアに参加していただいている状況でございます。なんとかあの施設の部分についても修繕を図ってまいりたいということで、今回、計上させていただいております。

竜ヶ窪温泉につきましては、屋根の修繕と言っても、屋根の内側のほうの外から見えない部分の修繕でございます。随時修繕を進めておるところですが、今のところ、休業して修繕するという予定はございませんけれども、内側の部分について、またこれから冬になり雪等の問題もございますので、雪降り前になんとか修繕を終了したいと思っております。

議長（吉野 徹）

12番、草津進議員。

（12番）草津 進

竜ヶ窪温泉については了解いたしましたけれども、ニュー・グリーンピア津南であります。利用率というのは、私は非常に悪いのかなと思っておりますし、私が見た時は、非常に散乱をしておって、泊まれるような状況ではなかったというふうに確認しておりますので、もう一度、改めて自分の目でしっかり見ていただくことを望みますし、また、利用率を上げるためにはどうしたらいいか努力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

引き続きニュー・グリーンピア津南さんとまた相談しながら、利用率が上がるような方向についても検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

建設課長にお伺いいたします。

巻下、小島、足滝と大変な水害に遭ったわけですけれども、今年の雪消えの前に、中の砂を上げる水路というのもの、どこがあるか教えていただきたい。それから、今回、私も初めて避難民になりましたが、今回の災害で、避難所の開設、避難指示、これはどのような情報が基になって、その時点で発令したのかということをお教えいただきたい。

それから、今回の災害で、農業機械とか使っているものもかなりやられました。そういった逃げるときも、今回経験したことによって、これからいろんな手法も考えられるかと思えますし、今後、そのような同じようなことも。 —（草津議員「補正予算の質問をしてください。」の声あり。）— では、それだけお願いいたします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

今回の水害で水路の土砂上げという箇所につきましては、これも災害復旧で出す所と小規模災害復旧で出す所、小規模災害復旧のほうでは、雪降り前に適宜進めていく箇所でございます。巻下と割野の上島、こちらについては、災害復旧事業のほうで査定前も兼ねて現在、上島のほうは現場を進めております。巻下のほうも査定前着工も協議をして、上げなければいけない所については、雪降り前に上げたいと思っております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

災害復旧のことですけれども、所平の道路とか相吉から相吉山に登る所の道路が削られたりしていますけれども、道路補修に関しては、どこの災害復旧になるのかよく分からないので教えてください。山のほうです。がけ崩れの。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

所平のスノーシェッドの下の県道の場所になりますけれども、あそこは県道で、窓口的には、十日町の地域整備部維持管理課のほうで、現在、ボーリング、土質調査をして、測量・設計、早期に向けてはおりますけれども、これから雪が降るということで冬期間は工事ができない。見通しといたしましては、来年の降雪時期までには完了としたいと聞いてございます。

それと、相吉の相吉高野山線だと思っておりますけれども、こちらの2か所に被災がございました。その1か所の路肩がすごくえぐられて通行にも支障があるということで、春先の除雪作業、その山のほうにも雪下にんじんがあるということで、査定前に工事を進めて、雪降り前に完了したいと今協議を進めてございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

その相吉高野山線の事業費につきましては、10 ページの一番下段の道路橋梁費、災害復旧費、こちらの 15 節の工事請負費で予算を上げてございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 6 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 6 号は承認することに御異議ありませんか。—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第 6 号は承認することに決定いたしました。

第 1 号の追加 1 日程第 11

議員派遣の件について

議長（吉野 徹）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

さて、先ほど私は、産業建設常任委員に選任されましたが、その常任委員の辞任について、副議長に申し出ました。私の問題でありますので、ここで議長職を交代します。

暫時休憩いたします。

—（午後 0 時 52 分）—

—（休憩）—

—（議長は自席に、副議長は議長席に着席。）—

副議長（風巻光明）

会議を再開いたします。

—（午後 0 時 54 分）—

お諮りいたします。

ただいま、議長から、その職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第 2 として議題にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 2

議長の常任委員の辞任について

副議長（風巻光明）

議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、（14 番）吉野徹議員の退場を求めます。

—（吉野徹議員退場。）—

議長から、その職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、同意することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議長の産業建設常任委員の辞任については、同意することに決定いたしました。

（14 番）吉野徹議員の除斥を解除いたします。

—（吉野徹議員入場、着席。）—

副議長（風巻光明）

吉野徹議員に申し上げます。

提出された産業建設常任委員の辞任の申し出については、同意されましたので報告いたします。

議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

—（午後 0 時 56 分）—

—（副議長は自席に、議長は議長席に着席。）—

議長（吉野 徹）

会議を再開いたします。

—（午後 1 時 01 分）—

お諮りいたします。

ただいま、総文福祉常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 3 として議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、総文福祉常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることと決定いたしました。

追加日程第 3

委員会の閉会中の継続調査について

議長（吉野 徹）

委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布したとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、総文福祉常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（吉野 徹）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議はすべて議了いたしました。
これにて令和元年第3回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午後1時03分）—